

茨城県内の高齢介護施設・事業所に
介護職として就職する・就職している方へ

介護職員初任者研修受講費用の 一部助成のご案内

**最大
9万円**

**【募集期間】
令和5年5月15日～
令和6年3月15日**

研修受講にかかった金額のうち、研修実施機関に自己負担で支払った受講料及びテキスト代を対象とする（助成上限90,000円）。※事業所等がお支払いした場合は対象外です。

初任者研修の期間・就職の時期ともに条件があります。

年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象になる		研修修了 → 就職 就職 → 研修修了	就職 → 研修修了 研修修了 → 就職	裏面助成対象(1) 裏面助成対象(2)
対象にならない	研修修了 就職	研修修了 → 就職 就職 → 研修修了	就職 → 研修修了 研修修了 → 就職	就職見込 研修修了見込



福祉のお仕事をお探しの方は、**求職登録をお願いします**



福祉のお仕事
QRコード

問合せ先：社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
茨城県福祉人材センター
〒310-8586 茨城県水戸市千波町1918番地
セキショウ・ウェルビーイング福祉会館2階
TEL：029-244-4544 FAX：029-244-4543



福祉人材センター
QRコード

- 助成対象
次の(1)(2)どちらかに該当する方。
(1) 介護職員初任者研修(以下「初任者研修」)修了(※1)後、茨城県内の**高齢分野の介護施設・事業所**(以下「**事業所等**」)に介護職員として就職(※2)した方。
※1 令和4年4月1日から令和6年3月31日の間に初任者研修を修了した方。
※2 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に事業所等に介護職員として雇用された場合。
(2) 茨城県内の事業所等に就職(※3)後、初任者研修を修了(※4)した方。
※3 令和4年4月1日以降に事業所等に介護職員として雇用された場合。
※4 令和5年4月1日から令和6年3月31日の間に初任者研修を修了した方。
- 助成人数
80名程度で予算の範囲内(先着順)とする。
※ 助成可能な人数を超過した場合には、募集期間中であっても受付を終了することがあります。その際は本会ホームページでお知らせします。
※ 初任者研修に対し、他の補助金等の交付を受けている・受ける予定のある方及び茨城県内の事業所等に介護職員として就業中でない方は対象外です。
- 申込み方法
次の必要書類を茨城県社会福祉協議会茨城県福祉人材センターあてに郵送してください。
① 令和5年度介護職員初任者研修支援事業利用申込書(様式第1号)
② 介護職員初任者研修実施機関が発行する受講費用の支払い領収書等(写)
③ 介護職員初任者研修カリキュラム(写)
④ 雇用を証明する書類(労働条件通知書、雇用契約書等)(写)
⑤ 介護職員初任者研修修了書(写)
- 助成金申請の流れ
(1) 募集期間
令和6年3月15日(必着)まで
初任者研修修了及び就職が令和6年3月15日以降となる場合は、修了見込み・就職見込みで申請し、修了証明書(写)及び雇用を証明する書類(写)が提出されてからの決定となります。
(2) 交付申請から助成金送金までの流れ
1 交付申請(申込者)
初任者研修課程を修了及び事業所等に就職され、申請時点で要件を満たす方は、必要書類を茨城県福祉人材センターあて郵送。
2 交付決定(茨城県福祉人材センター)
助成金の申込内容を審査し、助成決定書及び請求書様式を送付。予算の範囲内で助成。
※助成金を交付できない場合は、助成金不承認通知書を郵送。
3 助成金請求書の提出(申込者)
助成金請求書に必要事項を記入、振込先が記載されている通帳等の写しを、茨城県福祉人材センターあて郵送。
4 入金確認(申込者)
助成決定から概ね1ヶ月以内に申込者の指定口座に入金。
- 個人情報
本事業において取得した個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、社会福祉法人茨城県社会福祉協議会の個人情報保護規程に基づき適正に管理するものとします。